

申請者 各位

「住宅省エネルギー性能証明書」発行業務開始のご案内

■住宅の環境性能の基準に適合した際に、住宅ローン減税制度に活用できる証明書等について

住宅の環境性能 証明書等	ZEH 水準省エネ住宅 (5-1 断熱等性能等級*5 以上 かつ 5-2 一次エネルギー消費量等級 6 以上)	省エネ基準適合住宅 (5-1 断熱等性能等級*4 以上 かつ 5-2 一次エネルギー消費量等級 4 以上)
住宅省エネルギー性能 証明書	○	○
建設住宅性能評価書	○	○

※断熱等性能等級*：結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。

■ご申請の期間について

【2023年入居分（2023年1月1日～2023年12月31日入居）】

申請期間：2023年4月1日～2024年2月15日

■ご申請に際して

ご申請内容には建築の技術的内容が含まれますので、建築士（設計者）の方よりご申請いただきますようお願いいたします。

■対象とする住宅

①から③を満たす、建築確認を取得した住宅

①新築住宅 または 新築住宅の取得

②家屋番号が付与されたもの

③工事監理報告書※の提出があるもの ※建築士法施行規則第17条の15に規定する工事監理報告書

■料金について

◇料金表

(税込価格)

申請パターン	申請 A	申請 B	申請 C
	評価書等の活用がない場合	5-1 断熱等性能等級の確認のみ 評価書等を活用する場合	5-1 断熱等性能等級及び 5-2 一次エネルギー消費量等級の確認に 評価書等を活用する場合
①1 棟 1 住戸の場合	165,000 円	99,000 円	66,000 円
②1 棟複数住戸 (2 戸以上) の場合 N : 対象住戸数	165,000 円 + 33,000 円 × (N-1)	99,000 円 + 22,000 円 × (N-1)	66,000 円 + 11,000 円 × (N-1)

■評価書等の活用について

下記を「評価書等」という。(該当する基準への適合が確認できるものに限る。)

申請 B に活用できる評価書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計、建設住宅性能評価書 ・ フラット 35S 適合証明書 ・ 現金取得者向け新築対象住宅証明書 ・ 住宅性能証明書
申請 C に活用できる評価書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計住宅性能評価書 ・ BELS 評価書 ・ フラット 35S 適合証明書

■提出書類について

- ・住宅省エネルギー性能証明申請書
- ・設計内容説明書
- ・工事監理報告書
- ・付近見取り図
- ・配置図
- ・証明書等の写し（評価書活用等の場合）
- ・5-1 断熱等性能等級の確認に必要な書類※
（仕様書、平面図、立面図、断面図又は矩計図、外皮計算書、各種性能の根拠資料 等）
- ・5-2 一次エネルギー消費量等級の確認に必要な書類※
（一次エネ計算書、各種性能の根拠資料 等）

※証明書等を活用する内容については図書不要

※工事監理報告書において、断熱材・窓の仕様や空気調和設備の変更等、「住宅の省エネ性能に影響があるような設計変更」について記載がない場合は、設計図書通りに設計されたと判断いたします。

■ご申請の時期について

順次、事前相談をお受けいたします。

（住宅省エネルギー性能証明書取得前に BELS 評価書等を取得いただけますとスムーズです。）

申請	事前案内期間	2023年3月1日より業務開始
一般		申請 → 発行
評価書等を活用 例：[BELS]	申請 → 発行 [BELS]	申請 → 発行
事前相談	事前相談 [仮審査]	申請 → 発行